

## 船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護を担う母子生活支援施設に従事する者の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「母子生活支援施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する母子生活支援施設であつて、船橋市内に所在するものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法の例による。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、船橋市内で母子生活支援施設を設置する事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

### (補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に係る費用のうち、社会的養護従事者処遇改善事業実施要綱（令和3年12月22日子発1222第8号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙）に定める経費で、市長が適当と認める費用とする。

### (補助事業の要件等)

第5条 補助金は、当該年度内に事業を完了し、かつ、支払いを完了する補助事業で、令和4年度以降においても、本事業により講じた処遇改善の水準を維持し、令和4年度における賃金水準について、令和3年度より引下げを行わないものを対象として交付するものとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象費用の10分の10の額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、船橋市

母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 社会的養護従事者処遇改善事業計画書
  - (2) 処遇改善内訳計画書
  - (3) その他市長が必要と認める資料
- （交付可否の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の廃止）

第9条 第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を完了前に廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

（報告の義務）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 社会的養護従事者処遇改善事業実績報告
- (2) 処遇改善内訳実績書
- (3) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、必要があると認められるときは、補助事業の執行の状況等に関し、交付決定者等から報告を求めることができる。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金確定通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の時期）

第12条 市長は、前条により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。

（交付の条件）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

2 前各項に定めるもののほか、補助金の交付の条件については、厚生労働省が定める、社会的養護従事者処遇改善事業実施要綱（令和3年12月22日子1222第8号）に定めるところによるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月25日から施行し、令和4年2月分以後の補助対象費用から適用する。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 へ

施設名

所在地

代表者氏名

船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金交付申請書

船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 円

2 内 訳 別紙のとおり

3 添付書類

別添 1

社会的養護従事者処遇改善事業計画書

船橋市長 あて

|        |     |
|--------|-----|
| 都道府県等名 | 船橋市 |
| 施設等名   |     |
| 施設等類型  |     |

|   |   |
|---|---|
| ① 事業実施期間                                  | 令和 年 月 ~ 令和 年 月   |
| ② 常勤換算従事者数                                | (令和 年度) 月： 月：<br>月： 月：<br>月： 月：                                       |
| ③ 補助基準額                                   | (令和 年度) 円<br><br>(うち処遇改善部分： 円)<br>(うち国家公務員給与改定対応部分： 円)                |
| ④ 処遇改善事業費 (令和 年度分) (A+B)                  | 円   |
| 処遇改善見込額 (A)                               | 円   |
| うち基本給又は決まって毎月支払<br>われる手当分                 | 円   |
| 処遇改善に伴い増加する法定福利費等の<br>事業主負担分 (B)          | 円   |
| ⑤ 令和 4 年度における賃金の水準について、令和 3 年度より引下げを行わない。 | <input type="checkbox"/> 引き下げを行わない<br>※引下げを行っていない場合、チェック (☑) を入れて下さい。 |
| ⑥ 令和 4 年 10 月以降の処遇改善の継続の有無                | <input type="checkbox"/> 継続する<br>※継続する場合、チェック (☑) を入れて下さい。            |

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日

施設等名 \_\_\_\_\_

施設長等名 \_\_\_\_\_

別添 1 (別紙)

|      |  |
|------|--|
| 施設等名 |  |
|------|--|

処遇改善内訳計画書 (職員別内訳) ( 年 月分)

| No | 職員名 | 職位 (職種) の名称 | 常勤換算値※1 | 処遇改善実績額 (月額) ※2 |                     |     | 備考 |
|----|-----|-------------|---------|-----------------|---------------------|-----|----|
|    |     |             |         |                 | 基本給又は決まって毎月支払われる手当分 | その他 |    |
| 1  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 2  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 3  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 4  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 5  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 6  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 7  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 8  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 9  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 10 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 11 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 12 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 13 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 14 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 15 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 16 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 17 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 18 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 19 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 20 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 21 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 22 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 23 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 24 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 25 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 26 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 27 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 28 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 29 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 30 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 合計 |     |             |         | 円               | 円                   | 円   |    |

【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
 (「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数 (所定労働時間) の全てを勤務している者をいい、「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。)

【算式】 1 か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の 1 か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※小数点以下第 2 位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金交付可否決定  
通知書

年 月 日付申請のあった船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

年 月 日

船橋市長 へ

施設名

所在地

代表者氏名

船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金実績報告書

年 月 日に交付決定した船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金に係る事業実施状況について別紙のとおり報告します。



別添 2

社会的養護従事者処遇改善事業実績報告書

船橋市長 あて

|        |     |
|--------|-----|
| 都道府県等名 | 船橋市 |
| 施設等名   |     |
| 施設等類型  |     |

|   |   |
|---|---|
| ① 事業実施期間                                      | 令和 年 月 ～ 令和 年 月   |
| ② 常勤換算従事者数                                    | (令和 年度) 月： 月：<br>月： 月：<br>月： 月：                                       |
| ③ 補助基準額                                       | (令和 年度) 円<br><br>(うち処遇改善部分： 円)<br>(うち国家公務員給与改定対応部分： 円)                |
| ④ 処遇改善事業費 (令和 年度分) (A+B)                      | 円   |
| 処遇改善見込額 (A)                                   | 円   |
| うち基本給又は決まって毎月支払<br>われる手当分                     | 円   |
| 処遇改善に伴い増加する法定福利費等の<br>事業主負担分 (B)              | 円   |
| ⑤ 令和 4 年度における賃金の水準につい<br>て、令和 3 年度より引下げを行わない。 | <input type="checkbox"/> 引き下げを行わない<br>※引下げを行っていない場合、チェック (☑) を入れて下さい。 |
| ⑥ 令和 4 年 10 月以降の処遇改善の継続の<br>有無                | <input type="checkbox"/> 継続する<br>※継続する場合、チェック (☑) を入れて下さい。            |

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日

施設等名 \_\_\_\_\_

施設長等名 \_\_\_\_\_

別添 2 (別紙)

|      |  |
|------|--|
| 施設等名 |  |
|------|--|

処遇改善内訳実績書 (職員別内訳) ( 年 月分)

| No | 職員名 | 職位 (職種) の名称 | 常勤換算値※1 | 処遇改善実績額 (月額) ※2 |                     |     | 備考 |
|----|-----|-------------|---------|-----------------|---------------------|-----|----|
|    |     |             |         |                 | 基本給又は決まって毎月支払われる手当分 | その他 |    |
| 1  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 2  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 3  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 4  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 5  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 6  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 7  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 8  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 9  |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 10 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 11 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 12 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 13 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 14 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 15 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 16 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 17 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 18 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 19 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 20 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 21 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 22 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 23 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 24 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 25 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 26 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 27 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 28 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 29 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 30 |     |             |         | 円               |                     |     |    |
| 合計 |     |             |         | 円               | 円                   | 円   |    |

【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
 (「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数 (所定労働時間) の全てを勤務している者をいい、「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。)

【算式】 1 か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の 1 か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※小数点以下第 2 位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

第4号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市母子生活支援施設の社会的養護従事者処遇改善事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

|           |  |
|-----------|--|
| 補 助 年 度   |  |
| 交 付 決 定 額 |  |
| 補助対象経費精算額 |  |
| 交 付 確 定 額 |  |